

県記実第10-1号
平成29年10月6日

各出展団体 代表者 殿

県民の日記念行事実行委員会
事務局 長

第32回県民の日記念行事小瀬会場への搬入搬出等車両調査
及び一般車両の臨時駐車場への駐車徹底について

県民の日記念行事の実施につきまして、出展団体の皆様には、来場者の駐車場の確保の観点から、乗り合わせによる車両数の削減、指定駐車場への駐車等について、本年度もご協力をお願いいたします。

小瀬スポーツ公園内は車両乗り入れ禁止ですが、県民の日記念行事実施期間中の搬入搬出に必要な車両のみ、例外的に車両乗り入れが許可となります。

このため、3坪テント1張りにつき1台分を、必要最小限の搬入搬出車両とさせていただきます、通行許可証または駐車票を発行し、小瀬スポーツ公園第5駐車場を基本として駐車場所を確保いたします。

(6坪テント1張りの場合も、できるだけ1台で搬入搬出をお願いします。)

つきましては、駐車台数や車種の確認及び駐車票の発行等に必要のため、別添様式に必要事項を記入のうえ、10月23日(月)(必着)までに、提出をお願いします。(様式に押印のうえ、FAX送付可)

また、搬入搬出車両のうち、提供食品の衛生管理上不可欠となる特別な車両(冷凍・冷蔵車両等)は、第1駐車場または第3駐車場に最小限の駐車場所を確保いたしますので、併せて記入いただきますようお願いいたします。

出展者及び出展テントで活動する協力者の一般車両につきましては、乗り合わせのうえ、公園外の臨時駐車場(原則として市立甲府病院駐車場)への、駐車場の徹底をお願いします。

なお、公園外の臨時駐車場については、駐車票の発行は行いません。

※ 雨天の場合、駐車できない臨時駐車場があるので、ご注意下さい。

県民の日記念行事実行委員会事務局
〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1
山梨県企画県民部県民生活・男女参画課内
TEL:055-223-1350 FAX:055-223-1320



【記入要領】

◆調査内容について

県民の日記念行事の、開催期間（11月18日（土）、19日（日））、準備日（11月17日（金））及び撤収日（11月20日（月））に、搬入搬出のため、会場（小瀬スポーツ公園）内への乗り入れや一時駐車、公園駐車場への駐車を希望する、搬入搬出等の車両の調査です。

なお、原則として公園内には、車両の進入・駐車はできませんので、進入・駐車する車両台数は、必要最小限にしてください。（3坪テントに1張りにつき1台）

◆通行許可証・駐車票について

公園内への駐車が必要と認められる車両には、通行許可証（駐車票）を配布し、指定日について車両の進入及び一時駐車が可能となります。

搬入搬出等作業に伴い、車両の乗り入れ、公園の駐車場（第5駐車場が基本）へ駐車を希望する車両についても、通行許可証または駐車票を配布します。（3坪テントに1張りにつき1台）

会場内への駐車車両について【様式1】

◇許可対象日時

11月18日、19日

特別車両（展示車両等）の通行許可時間 7:00～9:00 及び 16:00以降

特別車両（展示車両等）の駐車許可時間 9:00～16:00

◇調査対象の車両

- 開催日当日の会場内の駐車対象となるのは、展示車両（体験車・検診車等）、展示物（動物等）の管理車両等の特別の車両です。

対象の車両について、ご記入ください。

通行許可証（駐車票）を配布します。

- パンフレット等の配布物、展示物の補充保管用車両は、18日、19日の開催時間帯の公園内通行・一時駐車は対象外です。

準備日、撤収日の乗り入れ車両について【様式2】

◇許可対象日時

11月17日及び11月20日

両日とも9:00～16:00

◇調査対象の車両

準備日の17日、撤収日の20日に、搬入搬出等のため、公園内乗り入れが必要な車両についてご記入ください。

17日、20日の通行許可証を配布します。

開催日の乗り入れ車両について【様式3】

◇許可対象日時

11月18日、19日

両日とも7:00~9:00及び16:00以降

◇調査対象車両

開催日の18日、19日に、搬入搬出等のため、公園内乗り入れが必要な全車両について、ご記入ください。

18日、19日の通行許可証を配布します。

搬入搬出等乗入れ車両については、テント数に応じ、次のとおり制限を設けますので、テント数について備考欄へご記入ください。

また、制限以上に、追加車両の乗り入れが、極めて例外的に必要な場合は、備考欄へ具体的な特別の理由をご記入ください。

なお、出展者及び出展テントの活動協力者の一般車両については、公園外の臨時駐車場へ駐車することとなっております。

《公園内への乗り入れ車両の制限》

- ・各出展団体のテント数、規模に応じ車両数を制限します。
- ・3坪テント1張りにつき、一日あたり搬入出車両1台とします。

(例) (3坪テント) 1張り×1台+ (6坪テント) 1張り×2台=乗り入れ車両最大3台

※ 搬入・搬出に使用しない車両は、台数枠に限らず、乗り入れ禁止です。

※ 6坪テント1張りの場合も、できるだけ1台としてご協力ください。

開催日の公園駐車場への駐車車両について（搬入搬出用等のみ）【様式4】

◇許可対象日

11月18日、19日

◇調査対象車両

開催日の18日、19日に、搬入搬出等のため、公園駐車場へ駐車が必要な全車両について、ご記入ください。

18日、19日の公園駐車場（第5駐車場が基本）の駐車票を配布します。

駐車車両については、テント数に応じ、次のとおり制限を設けますので、テント数について備考欄へご記入ください。

また、制限以上に、提供食品の保冷用等の特別な車両の駐車が必要な場合は、台数欄に用途を記入するとともに、備考欄へ具体的に理由をご記入ください。

《公園内への乗り入れ車両の制限》

- ・各出展団体のテント数、規模に応じ車両数を制限します。
- ・3坪テント1張りにつき、一日あたり搬入出車両1台とします。

(例) (3坪テント) 1張り×1台+ (6坪テント) 1張り×2台=乗り入れ車両最大3台

※ 搬入・搬出に使用しない車両は、台数枠に限らず、乗り入れ禁止です。

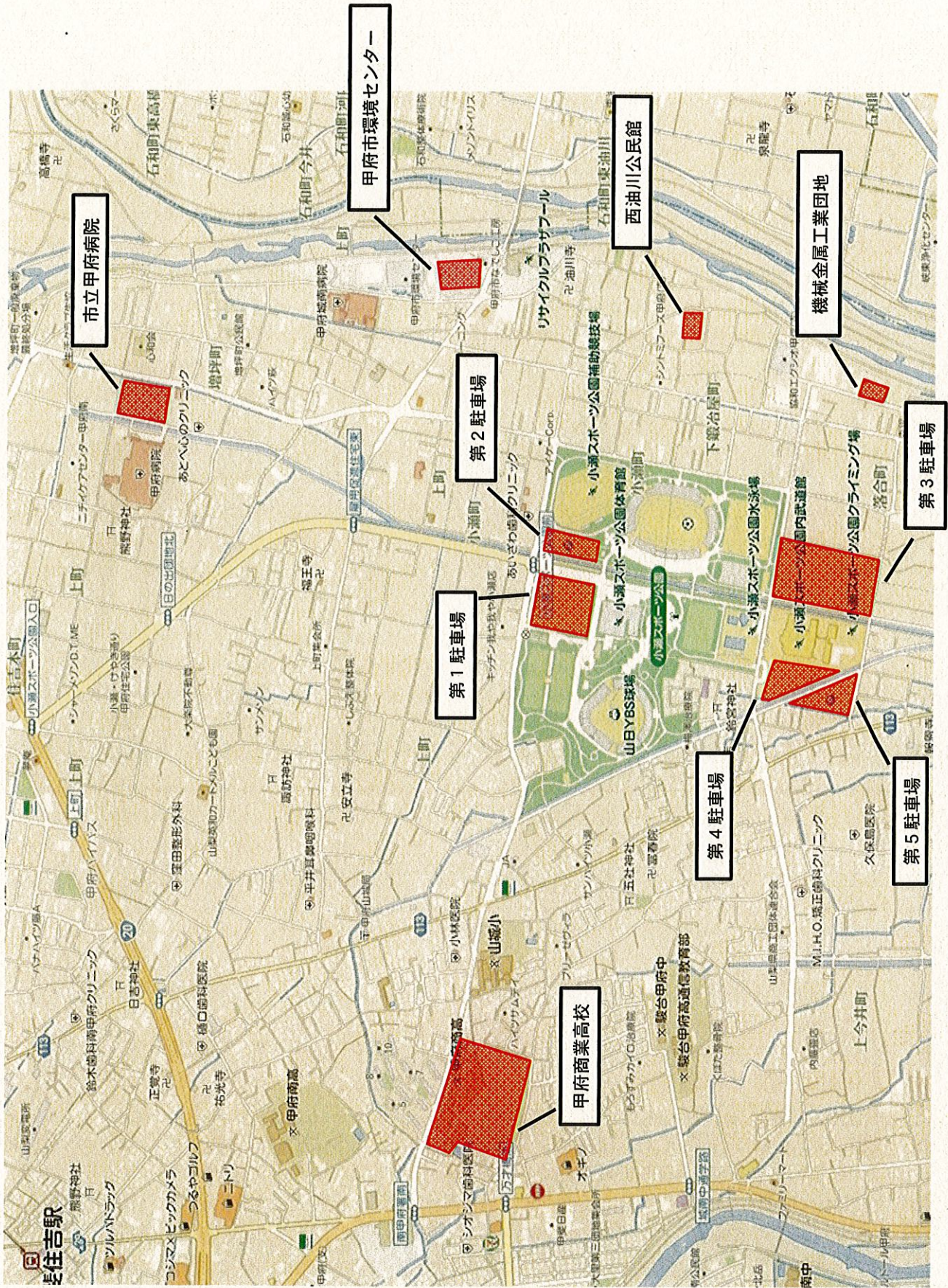
※ 6坪テント1張りの場合も、できるだけ1台としてご協力ください。

上記以外に提供食品等の衛生管理上、保管のための冷凍、冷蔵車両等の特別の車両が、制限以上の駐車台数として必要な場合については、必要最小限度の台数とします。（この例外的な特別車両については、第1または第3駐車場へ駐車）

- 搬入・搬出のための車両が公園内を通行し、その車両を公園の駐車場に駐車する場合は、その日の公園通行証と公園駐車場の駐車票が、それぞれ必要になります。
- イベント当日（18日、19日）に、搬入搬出で公園内を通行し、公園の駐車場に駐車する必要がある車両については、【様式3】・【様式4】の両方の様式に記載して回答して下さい。

〔 FAX回答の送付先：055-223-1320
山梨県県民生活・男女参画課 県民生活安全担当 〕

平成29年度 県民の日記念行事 駐車場配置図



※西油川公民館の臨時駐車場は、雨天の場合、土の地面が荒れてしまうため、駐車場使用ができなくなります。